

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【公開番号】特開2009-236399(P2009-236399A)

【公開日】平成21年10月15日(2009.10.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-041

【出願番号】特願2008-82779(P2008-82779)

【国際特許分類】

F 24 F 13/28 (2006.01)

F 24 F 1/00 (2006.01)

【F I】

F 24 F 1/00 3 7 1 A

F 24 F 1/00 3 7 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月4日(2010.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空気吸込口から吸込まれる空気中の塵埃を捕集するフィルタと、前記フィルタに付着した塵埃を除去する清掃装置と、前記清掃装置により除去された塵埃を貯留するダストボックスとを備え、

前記ダストボックスは、外箱と前記塵埃貯留部となる内箱の二重構造に形成され、前記外箱と前記内箱の間に空間を設けて前記塵埃貯留部に貯留された塵埃に向けて紫外線を照射する光源を取り付けるとともに、前記内箱は、紫外線を透過させる樹脂材料から構成されてなることを特徴とする空気調和機。

【請求項2】

前記フィルタを移動させるフィルタ駆動装置を備えていることを特徴とする請求項1記載の空気調和機。

【請求項3】

前記清掃装置そのものを移動させる清掃部駆動装置を備えていることを特徴とする請求項1又は請求項2記載の空気調和機。

【請求項4】

前記ダストボックスの塵埃貯留部の内面に光触媒層を施したことを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の空気調和機。

【請求項5】

前記外箱は、紫外線を透過させない材料から構成されてなることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれかに記載の空気調和機。

【請求項6】

前記ダストボックスの前記外箱と前記内箱の間に、反射鏡を配置したことを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれかに記載の空気調和機。

【請求項7】

前記反射鏡を、光を反射しやすいステンレス等の鋼板から構成したことを特徴とする請求項6記載の空気調和機。

【請求項8】

前記反射鏡の両側縁部を前記内箱に向かうに従って末広がり状に広がるように折曲形成したことを特徴とする請求項6又は請求項7記載の空気調和機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係る空気調和機は、空気吸込口から吸込まれる空気中の塵埃を捕集するフィルタと、フィルタに付着した塵埃を除去する清掃装置と、清掃装置により除去された塵埃を貯留するダストボックスとを備え、ダストボックスは、外箱と前記塵埃貯留部となる内箱の二重構造に形成され、外箱と内箱の間に空間を設けて前記塵埃貯留部に貯留された塵埃に向けて紫外線を照射する光源を取り付けるとともに、内箱を、紫外線を透過させる樹脂材料から構成したものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係る空気調和機においては、ダストボックスの外箱と内箱の間に取り付けた光源から、紫外線を透過させる樹脂材料から構成された内箱を透して、塵埃貯留部となる内箱に貯留された塵埃に向けて照射される紫外線により、貯留されている塵埃だけでなく、ダストボックス内全体を永続的に抗菌や消臭、防汚することができるとともに、光源がフィルタから除去した塵埃などで汚れるのを防止することができる。また、これにより異臭、アレルゲンなどの発生が抑制され、ダストボックスのメンテナンスに至るまでの期間を延長することができ、空気調和機のメンテナンスによる施主の負荷を軽減することができる。